第六章　整圧器（第五十六条―第五十九条）
第七章　昇圧供給装置（第六十条―第六十三条）
附則
（公害の防止）
第三条　［略］
2　［略］
3　大気汚染防止法第二条第九項に規定する一般粉じん発生施設に該当するガス工作物に係る構造並びに使用及び管理の方法は、当該施設に係る同法第十八条の三の構造並びに使用及び管理に関する基準に適合しなければならない。
4　大気汚染防止法第二条第十三項に規定する水銀排出施設に該当するガス工作物に係る水銀濃度（同法第十八条の二十二に規定するものをいう。）は、当該施設に係る同条の排出基準に適合しなければならない。
5・6　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。

（ガス関係報告規則の一部改正）
第三条　ガス関係報告規則（平成二十九年経済産業省令第十六号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（ガス事業者の公害防止等に関する報告） **第五条**　［略］ 一　［略］ 二　大気汚染防止法第二条第九項に規定する一般粉じん発生施設（以下「一般粉じん発生施設」という。）に該当するガス発生器、鉱物用の堆積場、破砕機、摩砕機、ふるい、分級機又はベルトコンベアの構造又は使用若しくは管理の方法であって一般粉じん（同条第八項に規定するものをいう。以下同じ。）の発生若しくは飛散の防止に係るものを変更する場合 三　大気汚染防止法第二条第十三項に規定する水銀排出施設（以下「水銀排出施設」という。）に該当するガス工作物の使用の方法又は水銀等（同条第十二項に規定するものをいう。以下同じ。）の処理の方法を変更する場合 四　［略］ 2　ガス事業者は、次の表の上欄に掲げる場合には、三十日以内（第一号に掲げる場合にあっては、ガス工作物がばい煙発生施設となった日、一般粉じん発生施設となった日又は水銀排出施設となった日から三十日以内）に同表の下欄に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。	（ガス事業者の公害防止等に関する報告） **第五条**　［略］ 一　［略］ 二　大気汚染防止法第二条第十項に規定する一般粉じん発生施設（以下「一般粉じん発生施設」という。）に該当するガス発生器、鉱物用の堆積場、破砕機、摩砕機、ふるい、分級機又はベルトコンベアの構造又は使用若しくは管理の方法であって一般粉じん（同条第九項に規定するものをいう。以下同じ。）の発生若しくは飛散の防止に係るものを変更する場合 ［新設］ 三　［略］ 2　ガス事業者は、次の表の上欄に掲げる場合には、三十日以内（第一号に掲げる場合にあっては、ガス工作物がばい煙発生施設となった日又は一般粉じん発生施設となった日から三十日以内）に同表の下欄に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

一　現に設置しているガス工作物がばい煙発生施設となった場合においてばい煙を大気中に排出する場合、一般粉じん発生施設となった場合又は水銀排出施設となった場合において水銀等を大気中に排出する場合	当該ガス工作物の種類、構造及び使用の方法並びにばい煙の処理の方法（一般粉じん発生施設にあっては管理の方法、水銀排出施設にあっては水銀等の処理の方法）

一　現に設置しているガス工作物がばい煙発生施設となった場合においてばい煙を大気中に排出する場合又は一般粉じん発生施設となった場合	当該ガス工作物の種類、構造及び使用の方法並びにばい煙の処理の方法（一般粉じん発生施設にあっては、管理の方法）